



各 位

2026年2月12日

会社名 若築建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 烏田 克彦
(コード番号 1888 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員
経営企画部長 長廻 幹彦
TEL (03) 3492 - 0308

株式会社麻生及び ACVE ホールディングス合同会社との 資本業務提携契約の締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の持続的な成長と企業価値向上を目的として、株式会社麻生(以下「麻生」といいます。)及び ACVE ホールディングス合同会社(以下「ACVE ホールディングス」といい、麻生と総称して、以下「麻生ら」といいます。)との間で資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)を行うことを決議し、同日付で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本日開催の取締役会において、当社が本日公表いたしました「ACVE ホールディングス合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」に記載のとおり、ACVE ホールディングスによる当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねることについても決議しております。

なお、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場における当社株式の上場は、本公開買付けの成立後も引き続き維持される見込みです。

1. 本資本業務提携の目的及び理由

当社は、1890 年5月、北九州若松港の築造及び経営を目的として若松築港会社として創立されました。当社株式は、1961 年10 月に東京証券取引所第二部に上場、1962 年8月に東京証券取引所第一部に上場いたしました。その後、2022 年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、現在は東京証券取引所プライム市場に上場しております。なお、当社は、1893 年7月に商号を若松築港株式会社に改め、さらに 1902 年7月、事業目的を同じくする洞海北湾埋渫合資会社を吸収合併しております。また、1965 年7月に商号を現在の若築建設株式会社に変更し、1972 年8月には川田工業株式会社、1975 年7月には昭和ドレッシング株式会社を吸収合併し、現在に至っております。本日現在において、当社のグループは、当社、子会社9社及び関連会社1社(以下、当社、子会社及び関連会社を総称して「当社グループ」といいます。)で構成されており、全てのステークホルダーと連携し、工事を通じて安心・信頼を提供していくことが建設業の社会的使命と考え、企業理念とし

て「内外一致 同心協力」、経営理念として「『品質と安全』を核とした施工により、お客様の信頼を高め、社会に貢献する。」を掲げ、建設事業及び不動産事業を主な事業として展開しております。

当社を取り巻く環境につきましては、国土強靭化や社会资本整備などの公共投資、民間設備投資とも堅調に推移すると想定されますが、物価高騰や労働人口減少は喫緊の課題であり、生産性向上や人的資本経営の推進は不可欠であると認識しております。当社は、このような経営環境の中で、当社が2024年5月14日に公表した「中期経営計画(2024年度-2026年度)」(以下「本中期経営計画」といいます。)において、「ステークホルダーとの連携強化による持続可能性の追求」を基本方針とし、官庁土木・官庁建築・民間土木・民間建築・海外事業・不動産事業を事業戦略の6本柱とした事業展開による案件の大規模化・高収益化、海上風力発電等の再生可能エネルギー分野への事業展開、ICT(注1)の活用による生産性向上を目指しております。

(注1) 「ICT」とは、「Information and Communication Technology」の略であり、情報通信技術のことをいいます。

一方、麻生グループ(麻生、ACVEホールディングスを含む連結子会社98社及び持分法適用会社21社(2025年9月30日時点)から構成される企業グループをいいます。以下同じです。)は、明治5年(1872年)に創業者である麻生太吉氏が目尾御用炭山を採掘、石炭産業に着手したことにより、麻生商店を先駆けとして創業し、戦前は石炭事業を主たる事業とすると同時に、大正7年(1918年)に麻生商店の職員また地域の住民への医療の拡充を地域に代り担う目的をもって飯塚病院を開設したことです。昭和8年(1933年)には国内の産炭事業が国際的な価格競争力を失う中で、福岡県田川地区でセメント事業を開始し、昭和14年(1939年)には飯塚で現在の専門学校事業に繋がる、麻生塾を設立したことです。このように、時代とともにさまざまな分野に事業領域を拡大してきたことです。本日現在、麻生グループは、各種セメント及び生コンクリート等の製造販売を手掛けるセメント事業、病院経営に関するコンサルティング及び診療材料等の共同販売等を手掛ける医療関連事業、情報処理業及びソフトウェア開発等を手掛ける情報・ソフト事業、建設業及び土木業等を手掛ける建設土木事業等を中心とした幅広い分野に事業を展開していることです。なお、ACVEホールディングス(所在地:東京都千代田区丸の内三丁目2番3号)は、株券等の取得及び所有等を目的として、2021年12月24日に、麻生の出資(出資比率100%)により設立されたことです。

当社は、本公開買付け及び本資本業務提携契約(総称して、以下「本取引」といいます。)により、「社会システム変革への貢献」をミッションとし、医療、教育、建材、人材開発など九州地域に根ざした幅広い事業を有しているものの、島国日本において極めて重要な社会インフラである港湾整備に関しては接点が少ない麻生グループにおいて、北九州市若松港での創業以来130年以上にわたり全国各地の港湾整備事業で実績を有する当社をグループ企業に迎え入れることで、事業領域の拡大が可能になるものと考えております。また、護岸工事や浚渫工事等の海上における防災・減災分野を主力とする当社と、法面工事や地盤改良工事等の陸上における防災・減災分野への強みを持つ麻生グループの各企業それぞれが強みとする分野に関する施工技術や、各企業の受注先における工事の需要の動向などの知見の共有を行うといった連携をすることにより、防災・減災分野における領域の効率的な拡大など競争力の強化が可能になるものと考えているほか、麻生グループ及び当社グループの有する九州地区における地元企業とのネットワークを相互に活用し、当該地元企業との取引を拡大することにより共同で事業機会を創出することも視野に入れ、両グループともに創

業当初からの基盤であり、当社事業の中核を成す同地区における土木事業や建築事業の更なる拡大も実現することが可能になるものと考えております。さらに、当社は、本中期経営計画において海外事業の展開や人材確保・育成を課題として認識しているところ、麻生グループが有するセメント、医療、教育、介護、建設土木といった幅広い事業基盤を活用し、麻生グループからの営業支援、人材交流、若い従業員や技術者育成を図るための社員への研修・教育ノウハウの共有、外国人受入れに関する支援等を受けることによって、当社における実効的な人材獲得・育成に係る施策の立案・実行を実施し、優秀な技術者の確保・育成及び技術伝承への取組みの加速が可能になるものと考えていることに加え、当社は、「内外一致 同心協力」を企業理念とし、創業以来一貫して建設業に経営基盤をおき、「品質と安全」を核とした施工により、お客様の信頼を高め、社会に貢献する。」を経営理念として、「国づくり」の根幹であり、長期的な視野で進められるべき社会インフラ整備の実績を積み重ねてきたところ、長期的な視野と社会貢献を目指す麻生グループの一員になることで、長期視点での戦略に基づく投資が可能になり、また当社役職員において当社の企業理念及び経営理念に対する理解と意識がより一層高まり、このような当社の企業理念及び経営理念の更なる推進が可能になるものと考えております。このように、当社は、当社と麻生の関係が深化することによるシナジーについても期待できると考えており、両社の企業価値の更なる向上を実現することを目的として業務提携を進めると共に、両社の信頼関係をより強固なものとし、業務提携を円滑かつ確実に進めるため、本資本業務提携契約を締結しました。さらに、当社と麻生グループとの歴史的な繋がりは深く、麻生グループの創業者である麻生太吉氏は、当社の前身である若松築港会社の発起人でありました。同氏が地域の発展を第一に考えて尽力されたことにより、若松港は大きく拡張・発展し、当社の祖業である若松港の港湾整備及び拡張につながりました。当社としては、麻生グループが、当社の創業時から 2019 年に当社株式を市場内買付けの方法により取得するまで、継続して当社の株主であったわけではないものの、こうした麻生太吉氏の尽力により、当社及び麻生グループは若松築港会社創業当時からの縁があり、当社及び麻生グループの強固な信頼関係と協力の礎が築かれたと考えており、このような当社と麻生グループとの間の歴史的な経緯も踏まえ、上記に記載の事項についても円滑に取り組むことができると考えております。なお、麻生は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式 5,424,200 株(所有割合(注2):42.63%)を所有する当社の主要株主かつ筆頭株主であり、当社を持分法適用会社としています。

(注2)「所有割合」とは、当社が 2026 年 2 月 12 日に公表した「2026 年 3 月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された 2025 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数(12,964,993 株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(241,101 株)(当該自己株式数には、役員向け株式交付信託に係る信託口が所有する当社株式(112,700 株)が含まれております。以下、当社が所有する自己株式数について同じとします。)を控除した株式数(12,723,892 株)に対する割合(小数点以下第三位四捨五入)をいいます。以下同じです。

2. 本資本業務提携の内容等

麻生らは、当社との間で、2026 年 2 月 12 日(以下「本資本業務提携契約締結日」といいます。)付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

なお、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限の買付けがなされた場合、麻生は、ACVE ホールディングスを通じて、当社株式 1,071,262 株(所有割合:8.42%)を取得し、麻生らは当社株式 6,495,462 株(所有割合:51.05%)を所有することとなります。

(1)目的

麻生ら及び当社は、本取引により、麻生が当社を連結子会社化し、上記「1. 本資本業務提携の目的及び理由」に記載される業務提携を実施することにより、両社の企業価値向上を目指すものとする。

(2)本公開買付けに関する事項(注3)

- ① ACVE ホールディングスは、法令等及び本資本業務提携契約に従い、本公開買付けを開始する。
- ② 当社は、本資本業務提携契約締結日付で、本公開買付けに賛同する旨(但し、当社の株主による本公開買付けに対する応募については株主の判断に委ねる旨)の意見を取締役会において決議し(以下「本賛同決議」といいます。)、その内容(出席取締役全員の賛成によるものであり、かつ出席監査役全員の異議がない旨の意見を得たものである旨を含む。)を東京証券取引所の有価証券上場規程に従い公表する。
- ③ 当社は、本資本業務提携契約締結日以降、本公開買付期間の末日までの間、本賛同決議を維持し、かつ、その撤回又は変更を行わず、また、本賛同決議と矛盾する内容のいかなる決議も行わない。
- ④ 当社は、(i)直接又は間接に、第三者との間で、当社株式を対象とする公開買付けの実施その他本公開買付け又は本取引と競合・矛盾・抵触し又はそのおそれのある行為(以下「対抗取引」といいます。)に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意等を一切行わず、(ii)第三者から対抗取引に関する提案又は勧誘を受けた場合には、実務上可能な限り速やかに麻生らに対しその事実及び当該提案又は勧誘の内容を通知し、その対応について麻生らとの間で誠実に協議する。
- ⑤ 上記③及び④にかかわらず、本資本業務提携契約締結日以降において、当社が上記④の義務に違反することなく、麻生ら以外の者が当社に対し対抗取引に関する具体的かつ実現可能性のある真摯な提案を行った場合又は対抗取引を開始した場合であって、当社が上記③及び④の義務を履行することが当社の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成するおそれが高いと当社の取締役会が合理的に判断した場合には、当社は、上記③及び④の義務を履行することを要しない。

(注3) 上記の他、当社は、(a)本公開買付けに係る決済の開始日までの間、当社グループにおいて善良な管理者の注意義務をもって通常の業務範囲において業務の執行等を行うこと、及び麻生らの事前の書面による承諾なく、一定の事項(注4)を行わないこと、(b)本公開買付けに係る決済の開始日の前日までに、本取引の実施のために必要な手続を履践すること等について誓約しています。

(注4) ①定款の変更、②株式等の発行、処分又は付与、③子会社の異動を伴う株式の取得又は譲渡、④自己株式の買受けその他の一切の取得、⑤株式の分割若しくは併合又は株式若しくは新株予約権の無償割当て、⑥剰余金の配当その他の処分(配当予想を超えるものに限る。)、⑦資本金の額又は準備金の額の増加又は減少、⑧解散、清算又は倒産手続等の開始の申立て、⑨①から⑧に定める行為又は決定を行うことを内容とする契約等の締結

(3)当社の経営の独立性等

- ① 麻生らは、東京証券取引所プライム市場の上場会社に適用されるコーポレートガバナンス・コードの各原則その他の上場規則等の趣旨を踏まえて、上場会社としての当社の経営の独立性を尊重する方針であることを確認する。
- ② 麻生らは、本取引に際し、当社の株式の東京証券取引所プライム市場への上場を維持する方針であることを確認する。なお、当社の株式について、上場維持基準に抵触するおそれが生じ、当社が合理的に要請した場合には、麻生らは、当社の上場を維持するために必要な措置その他の方策について誠実に協議に応じるものとする。

(4) 従業員に関する経営判断の尊重

麻生らは、当社グループにおける従業員の雇用維持、人事、労働条件その他従業員に関する事項について、当社の経営判断を合理的に尊重する方針であることを確認する。

(5) 派遣取締役の選任等

- ① 麻生らは、当社の取締役候補者1名(以下、本項に基づき麻生らが推薦する取締役候補者を「麻生ら推薦取締役候補者」という。)を推薦することができるものとする。麻生らが麻生ら推薦取締役候補者を推薦した場合、当社の指名・報酬諮問委員会(名称を問わず、当社の取締役の選解任に関する事項を諮問対象に含む任意の委員会をいう。以下同じ。)は、当該者を当社の取締役候補者とすべきであるか、真摯に検討の上、当社の取締役会に答申するものとし、麻生ら及び当社は、その答申内容に応じて、以下に定める対応を行うものとする。
 - ・ 当社の指名・報酬諮問委員会により、当該者を取締役候補者とすることにつき反対する旨の答申がなされた場合には、麻生らは、改めて、本項柱書の規定に従って別の者を麻生ら推薦取締役候補者として推薦することができるものとする。但し、当社の指名・報酬諮問委員会が取締役候補者についての懸念・疑念等を示した場合には、実務上合理的に可能な限り、当社は、麻生らとの間でその対応について誠実に協議を行うものとする。
 - ・ 上記以外の場合、当社は、麻生ら推薦取締役候補者の選任に関する議案を当社の定期株主総会に上程するものとし、当該者を当社の取締役に選任するため、合理的な協力を行うものとする。
- ② 麻生らは、当社の株主総会において、麻生ら推薦取締役候補者以外の取締役候補者の選任に関する議案について議決権を行使する場合には、当社の指名・報酬諮問委員会の答申内容を合理的な範囲で最大限尊重するものとする。但し、本項の規定は、麻生らが、株式価値に重大な悪影響を生じさせる事由が発生し又はそのおそれがあると判断した場合、その他当社の企業価値及び株主利益の観点から合理的に必要と判断した場合に、麻生らが自らその裁量に基づき議決権その他の権利を行使することを制限するものではない。
- ③ 当社は、麻生ら推薦取締役候補者以外の取締役候補者の選任に関する議案を株主総会に上程する場合で、麻生らが事前に要請する場合には、当該議案に関して誠実に協議に応じるものとする。
- ④ 麻生らは、麻生ら推薦取締役候補者が上記①に基づき取締役に選任された後(以下、選任された麻生ら推薦取締役候補者を「麻生ら推薦取締役」という。)、退任等(任期満了、辞任、解任を含み、退任等の理由を問わない。)をした場合には、上記①に基づき当該麻生ら推薦取締役の後任となるべき麻生ら推薦取締役候補者を推薦することができるものとし、当社及び麻生らは、当該麻生ら推薦取締役候補者を上記①に従って取り扱うものとする。

- ⑤ 麻生らは、本公開買付けの決済完了後速やかに(遅くとも 2026 年4月 24 日までに)、上記①に基づき、麻生ら推薦取締役候補者に関する必要情報(当社の 2026 年3月期の定時株主総会の招集通知(株主総会参考書類を含む。)の作成に必要となる情報を含む。)を当社に通知するものとし、当社は、上記①に基づく手続に従って、当社の 2026 年3月期の定時株主総会において、当該麻生ら推薦取締役候補者を候補者とする取締役選任議案を付議するものとする。
- ⑥ 当社は、麻生らが業務執行取締役でない麻生ら推薦取締役候補者を推薦した場合、当該麻生ら推薦取締役候補者との間で、その就任後直ちに、会社法第 427 条第1項及び当社グループの各定款に基づく責任限定契約を締結する。
- ⑦ 当社は、麻生ら推薦取締役が当社グループの役員に就任した後速やかに、当社が当該時点において加入する会社役員賠償責任保険(D&O 保険)を付保するものとし、その保険料は当社が負担する。

(6) オブザーバーの指名等

- ① 麻生らは、別途指名する者1名をオブザーバーとして、当社の取締役会及び業務執行会議(以下「取締役会等」といいます。)に出席させることができるものとする。オブザーバーは、取締役会等において意見の陳述その他の発言をすることができる。
- ② 当社は、上記に基づくオブザーバーによる取締役会等への出席及び発言を確保するため、招集通知その他の取締役会等に係る資料を提供するものとする。

(7) 希薄化防止措置等

- ① 当社は、麻生らに対し、30 日前までに書面による通知を行い、麻生らの事前の書面による承諾を取得した場合を除き、株式等の発行、処分又は付与に係る決定(会社法上の簡易組織再編を行う際に、株式等の発行、処分又は付与が伴う場合を含む。)を行うことができない。但し、単元未満株式の売渡請求がなされてそれに応じる場合、本資本業務提携契約締結日時点で当社が導入している当社取締役及び執行役員を対象とした株式報酬制度に基づく場合、及び、麻生らの議決権比率が過半数を下回らない範囲で行う場合は除く。
- ② 当社は、本公開買付けに係る決済開始日後、麻生らの責めに帰すべき事由によらずに麻生らが保有する当社の株式の議決権保有割合が 50.0%以下になった場合又はその蓋然性が高いと合理的に認められる場合において、麻生らが要請する場合には、当社及び麻生らは、麻生らに対する第三者割当増資その他当社及び麻生らが誠実に協議を行い別途合意する方法により、麻生らが保有する当社株式の議決権保有割合について過半数を維持するための措置をとるものとする。

(8) 麻生らによる株式の追加取得等

麻生らは、麻生らが直接又は間接に保有する当社株式が当社の発行済株式総数の 50.1%を上回るおそれがある行為を行おうとする場合には、当社の事前の書面による承諾を得るものとする。

(9) 麻生らによる株式譲渡等

麻生らが、本公開買付けの決済開始日後、その保有する当社の株式の全部又は一部について、第三者に対する譲渡又はこれらについての合意を行おうとする場合、麻生らは、当社との間で、事

前に誠実に協議するものとする。

(10) 事前承諾・協議事項

当社は当社グループにおいて、一定の事項(注5)を決定又は承認する場合には、麻生らと事前に協議の上、麻生らの事前の書面による承諾を得なければならないものとする。但し、麻生らは、不合理に当該承諾を留保又は拒絶しない。

(注5) ①100 億円以上の借財(但し、運転資金の借入は除く)、②上場廃止基準に該当する若しくはそのおそれが高い行為又は上場廃止の申請、③本資本業務提携と実質的に矛盾若しくは抵触し、又は、本資本業務提携の効果を大幅に減殺若しくは阻害する業務提携(合弁会社の設立及びライセンスの付与を含む)(但し、当社における適時開示基準に該当しない軽微なものを除く)に関する事項

(11) 特別委員会の設置

当社は、本公開買付けの決済開始日後、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置するものとし、麻生らは、これに異議を述べない。

(12) その他

上記以外に、本資本業務提携契約では、(a)当社は、本資本業務提携契約の効力発生日以降に事業年度の末日が到来する各事業年度につき、配当性向 40%(なお、自己株式取得を加味しないものとする。)を下回らない配当を実施するよう合理的な範囲で努力する(但し、当社及び麻生らは、必要に応じて、当社の配当性向について誠実に協議を行うものとする。)こと、(b)当社からの麻生らへの情報提供、(c)表明保証(注6)、(d)解除事由(注7)、(e)補償等が規定されています。

(注6) 本資本業務提携契約においては、当社は、麻生らに対して、①有効な設立及び存続、②本資本業務提携契約の締結及び履行に係る権限並びに手続の履践、③本資本業務提携契約の強制執行の可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤倒産手続等の不存在、⑥反社会的勢力への非該当性・反社会的勢力との関係の不存在、⑦本資本業務提携契約の締結及び履行のために必要となる許認可等の取得、⑧当社の株式等、並びに⑨未公表の重要事実の不存在について表明及び保証を行っております。また、麻生らは、当社に対して、①有効な設立及び存続、②麻生が ACVE ホールディングスの持分の全てを適法かつ有効に所有しており、ACVE ホールディングスの持分の全ての実質上の所有者であること、③本資本業務提携契約の締結及び履行に係る権限並びに手續の履践、④本資本業務提携契約の強制執行の可能性、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、並びに⑦反社会的勢力への非該当性・反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っております。

(注7) ①麻生ら又は当社において表明保証に重大な点において違反があった場合、②麻生ら又は当社において本資本業務提携契約上の義務に重要な点において違反した場合、③麻生ら又は当社に対して倒産手続等の開始の申立てがあった場合及び④麻生らの議決権保有割合が合計で 42%を下回った場合が解除事由として定められております。

3. 本資本業務提携の相手先の概要

本資本業務提携の相手先である麻生及び ACVE ホールディングスの概要は以下のとおりです。

3.1 麻生

(1)	名 称	株式会社麻生	
(2)	所 在 地	福岡県飯塚市芳雄町7番 18 号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 麻生 巍	
(4)	事 業 内 容	セメント事業、医療関連事業、商社・流通事業、人材・教育事業、情報・ソフト事業、建築土木事業、その他事業 (各種スポーツ施設の運営及び不動産賃貸事業等)	
(5)	資 本 金	3,580 百万円	
(6)	設 立 年 月 日	1966年11月4日	
(7)	大株主及び持株比率 (2025年9月30日現在)	学校法人麻生塾	30.36%
		麻生 泰	5.38%
		麻生 太郎	5.00%
		麻生 巍	3.99%
		株式会社小澤	3.40%
		麻生 健	3.26%
		麻生興産株式会社	3.14%
		株式会社西日本シティ銀行	2.59%
		株式会社福岡銀行	2.59%
		三井住友信託銀行株式会社	2.59%
(8)	当 社 と の 関 係		
	資 本 関 係	麻生は、本日現在、当社株式 5,424,200 株(所有割合 42.63%)を所有しているとのことです。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	麻生は、当社の筆頭株主である主要株主及びその他の関係会社であり、関連当事者に該当します。	
(9)	直近3年間の連結経営成績及び連結財政状態		
	決算期	2023年3月期	2024年3月期
	純資産(百万円)	167,203	201,811
	総資産(百万円)	545,992	588,931
	1株当たり純資産(円)	31,018.35	42,211.82
	売上高(百万円)	338,445	395,750
	営業利益(百万円)	9,305	13,427
	経常利益(百万円)	22,859	30,606
	親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	10,491	19,584
	1株当たり当期純利益 (円)	3,412.13	6,371.42
			6,878.99

1株当たり配当金(円)	25.00	25.00	25.00
-------------	-------	-------	-------

3.2 ACVE ホールディングス

(1) 名 称	ACVE ホールディングス合同会社																																										
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号																																										
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 株式会社麻生(職務執行者 麻生 巖)																																										
(4) 事 業 内 容	1. 他の会社の株式または持分の取得および保有 2. 前号に附帯関連する一切の事業																																										
(5) 資 本 金	1,000,000 円																																										
(6) 設 立 年 月 日	2021年12月24日																																										
(7) 大株主及び持株比率	麻生	100%																																									
(8) 当 社 と の 関 係	<p>資 本 関 係 ACVE ホールディングスは当社株式を所有していないことです。なお、ACVE ホールディングスの完全親会社かつ代表社員である麻生は、本日現在、当社株式5,424,200 株(所有割合:42.63%)を所有していることです。</p> <p>人 的 関 係 該当事項はありません。</p> <p>取 引 関 係 該当事項はありません。</p> <p>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 ACVE ホールディングスは、当社の主要株主かつ筆頭株主である麻生がその議決権の全部を所有しており、当社の関連当事者に該当します。</p>																																										
(9) 直近3年間の経営成績及び財政状態	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算期</th> <th>2023年3月期</th> <th>2024年3月期</th> <th>2025年3月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>純資産(円)</td> <td>682,977</td> <td>612,983</td> <td>543,354</td> </tr> <tr> <td>総資産(円)</td> <td>752,977</td> <td>682,983</td> <td>613,354</td> </tr> <tr> <td>持分当たり純資産(円)</td> <td>682,977</td> <td>612,983</td> <td>543,354</td> </tr> <tr> <td>売上高(円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>営業利益(円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>経常利益(円)</td> <td>△434</td> <td>6</td> <td>371</td> </tr> <tr> <td>当期純利益(円)</td> <td>△70,434</td> <td>△69,994</td> <td>△69,629</td> </tr> <tr> <td>持分当たり当期純利益(円)</td> <td>△70,434</td> <td>△69,994</td> <td>△69,629</td> </tr> <tr> <td>持分当たり配当金(円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	純資産(円)	682,977	612,983	543,354	総資産(円)	752,977	682,983	613,354	持分当たり純資産(円)	682,977	612,983	543,354	売上高(円)	0	0	0	営業利益(円)	0	0	0	経常利益(円)	△434	6	371	当期純利益(円)	△70,434	△69,994	△69,629	持分当たり当期純利益(円)	△70,434	△69,994	△69,629	持分当たり配当金(円)	0	0	0
決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期																																								
純資産(円)	682,977	612,983	543,354																																								
総資産(円)	752,977	682,983	613,354																																								
持分当たり純資産(円)	682,977	612,983	543,354																																								
売上高(円)	0	0	0																																								
営業利益(円)	0	0	0																																								
経常利益(円)	△434	6	371																																								
当期純利益(円)	△70,434	△69,994	△69,629																																								
持分当たり当期純利益(円)	△70,434	△69,994	△69,629																																								
持分当たり配当金(円)	0	0	0																																								

4. 本資本業務提携の日程

(1) 取 締 役 会 決 議 日	2026年2月12日
(2) 本資本業務提携契約の締結日	2026年2月12日

(ご参考) 本公開買付けの日程

(1) 本公開買付けの開始	2026年2月13日(予定)
(2) 本公開買付けの終了	2026年3月13日(予定)
(3) 本公開買付けに係る決済の開始日	2026年3月23日(予定)

5. 今後の見通し

本資本業務提携による当社業績への影響は、短期的には軽微と考えていますが、中長期的には当社グループの企業価値の向上に資すると考えています。今後、重要な影響があると判明した場合には速やかに開示いたします。

6. 企業・株主間のガバナンスに関する合意又は株主保有株式の処分若しくは買増し等に関する合意の内容及び目的

(1) 内容及び目的

上記「1. 本資本業務提携の目的及び理由」及び「2. 本資本業務提携の内容等」をご参照ください。

(2) ガバナンスへの影響

本資本業務提携においては、麻生らによる当社の経営の独立性の尊重についても合意しており、当社のガバナンスへの影響は軽微であると考えております。

以上